

議第168号

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「そのほかに」を削り、「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「の額」を「(以下「入場料等」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入場料等を別表に掲げる個人の入場料等の2分の1に相当する額とする。

(1) 本市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校又は高等専門学校が行う団体入場に係るこれらの学校の児童又は生徒及びその引率者

(2) 京都府の区域（本市の区域を除く。）内に存する小学校、中学校又は高等学校が行う団体入場に係るこれらの学校の児童又は生徒（本市の区域内に住所を有する者に限る。）及びその引率者（利用する児童又は生徒の過半数が本市の区域内に住所を有する場合の当該児童又は生徒及び当該引率者に限る。）

(3) 公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生（別に定める手続を行った者に限る。）

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入場料等を徴収しない。

- (1) 学齢に達しない者
- (2) 特別支援学校が行う団体入場に係る当該特別支援学校の児童又は生徒及びその引率者
- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設が行う団体入場に係るこれらの施設の児童及びその引率者
- (4) 本市の区域内において児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（前号の児童福祉施設を利用して行われるものを除く。）を実施する者が行う団体入場に係る当該事業を利用する児童及びその引率者
- (5) 次のいずれかに該当する者であって、日曜日又は土曜日に科学センターを使用するもの
 - ア 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する児童
 - イ 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する生徒
 - ウ 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する生徒
- (6) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (8) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

- (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (10) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (11) 第6号から前号までに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

第4条を次のように改める。

(入場料等の減免)

第4条 市長は、事務所又は事業所に勤務する者（当該事務所又は事業所に勤務する者であることを証する証明書を提示した者に限る。）であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（高等学校の生徒及び高等専門学校の学生を除く。）が利用するときその他特別の理由があると認めるときは、入場料等を減額し、又は免除することができる。

第10条中「この条例」を「この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例」に、「ついて」を「関し」に改め、「事項は、」の右に「市長及び」を加える。

別表備考3から5までを削り、同備考6を同備考3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

入場料及びプラネタリウム観覧料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。